

1-3 計画期間

本計画は、上位・関連計画である「第5次豊明市総合計画」及び「第3次豊明市都市計画マスタープラン」と整合をとりながら総合的に対応していくことが必要であるため、計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間とします。

ただし、これらの計画の中間見直しや新たな法律等の制定に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

計画の期間：平成30年度から令和9年度まで

1-4 計画の対象とする地区

本市の空家等の分布は行政域全体に及んでいることから、本計画の対象地区は本市全域とします。

計画の対象地区：本市全域

1-5 計画の対象とする空家等の種類

本計画では、施策の優先順位などを考慮して、一戸建ての住宅及び店舗併用住宅について優先的に取り組みます。

令和5年度より、長屋建ての住宅及び長屋建ての店舗併用住宅・集合住宅などの空き室についても計画の対象とします。

**計画の対象とする空家等の種類：
一戸建て・長屋建ての住宅及び店舗併用住宅
集合住宅などの空き室**

豊明市空家等対策計画改定前

1-3 計画期間

本計画は、上位・関連計画である「第5次豊明市総合計画」及び「第3次豊明市都市計画マスタープラン」と整合をとりながら総合的に対応していくことが必要であるため、計画期間は平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

ただし、これらの計画の中間見直しや新たな法律等の制定に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

計画の期間：平成30年度から平成39年度まで

1-4 計画の対象とする地区

本市の空家等の分布は行政域全体に及んでいることから、本計画の対象地区は本市全域とします。

計画の対象地区：本市全域

1-5 計画の対象とする空家等の種類

本計画では、施策の優先順位などを考慮して、一戸建ての住宅及び店舗併用住宅について優先的に取り組みます。

長屋建ての住宅及び長屋建ての店舗併用住宅については、今回の計画では対象としませんが、今後調査等を行って計画の対象とすることを検討します。

集合住宅についても、売却・賃貸用の住宅が多いことや管理組合などの管理が想定されることから今回は対象としませんが、今後調査等を行って、その結果に応じて計画の対象とすることを検討します。

**計画の対象とする空家等の種類：
一戸建ての住宅及び店舗併用住宅**